

2019年（平成31年）3月 29日

一般社団法人広島県建築士事務所協会 様

福 山 市 長
（経済環境局環境部環境保全課）
（公 印 省 略）

浄化槽使用開始報告書の添付書類について（通知）

平素より本市の環境行政の推進について、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本市においては、芦田川をはじめとする公共用水域等の水質保全の観点から、浄化槽管理者に対し、浄化槽法を遵守し、適切な維持管理を実施するよう指導しております。

このたび、福山市浄化槽取扱指導要綱を改正し、2019年（平成31年）4月1日に施行いたします。この改正に伴い、浄化槽使用開始報告書の添付書類として、浄化槽保守点検業務委託契約書の写しに加え、新たに浄化槽法第11条に規定する水質に関する検査の契約書（浄化槽法定検査受検契約書）の写しを追加しました。

大変お手数をおかけいたしますが、貴協会の会員様への周知をお願いします。

なお、改正した福山市浄化槽取扱指導要綱については、今後、福山市HPにも掲載することとしております。

問合せ先：福山市経済環境局環境部環境保全課 芦田川・水環境担当
電話：084-928-1072
FAX：084-927-7021
e-mail：kankyou-hozen@city.fukuyama.hiroshima.jp

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

福山市長 様

管理者 住 所

(フリガナ)

名 前

印

電話番号 () -

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽法第10条の2第1項の規定により、浄化槽の使用開始について、次のとおり報告します。

浄化槽の規模等	型 式	
	規 模	人 槽
設 置 場 所	福山市	
設置の届出 月 日	年 月 日	
建築確認		
使用開始年月日	年 月 日	
技術管理者氏名		

注 1 不要の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

3 技術管理者氏名は、501人槽以上について報告すること。

浄化槽法定検査受検契約書 (お客様控え)

浄化槽法(昭和58年法律第43号以下「法」という。)第11条第1項の規定による水質に関する検査(定期検査)(以下「浄化槽法定検査」という。)について、次のとおり浄化槽管理者(以下「甲」という。)と法第57条第1項の規定による指定浄化槽検査機関である公益社団法人広島県環境保全センター(以下「乙1」という。)及び公益社団法人広島県浄化槽協会(以下「乙2」という。)との間で契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、管理する次の施設に係る浄化槽法定検査を乙1及び乙2に依頼し、乙1及び乙2は、当該業務を実施することを約した。

施設名称		契約対象施設	
管理者氏名	〒.....	住所
連絡先	電話	ファックス
	電子メールアドレス	
メーカー名・型式	処理対象人員	人槽
処理方式	④・単	清掃業者名
保守点検業者名		
備考		

(業務の実施機関)
 第2条 乙1は、「環境省浄化槽法定検査判定ガイドライン」に基づく検査(以下「ガイドライン検査」という。裏面記載の別表1参照。)を行い、乙2は、検査項目を効率化した検査(浄化槽法第11条に基づく水質に関する検査(効率化検査)に係る広島県実施要綱によるもの。以下「効率化検査」という。裏面記載の別表1参照。)を行う。

(業務の内容)
 第3条 この契約により、別表2「年度別法定検査予定表」(裏面記載)のとおり、乙1は、5年に1回のガイドライン検査を行い、乙2は、5年に4回の効率化検査を行うものとする。

第4条 浄化槽法定検査の実施方法及び不在時検査)検査当日、甲が不在の場合であっても、浄化槽の検査に特に支障がない状況であれば、乙1又は乙2は、検査を行うものとする。ただし、甲から実施日変更の要請があった場合は、調整のうえ実施する。

第5条 業務を実施するに当たり、乙1及び乙2は、浄化槽法及びその他関係法令を遵守するとともに、生活環境の保全に努め、誠実適正に依頼された業務を履行しなければならない。

(契約金額)
 第6条 甲は、乙1及び乙2に対し、広島県が承認した検査手数料として、次のとおり契約金額を支払うものとする。ただし、検査手数料の改定があった場合は、変更後のものとする。

契約金額 (検査手数料)	
5年に1回のガイドライン検査(乙1)	合併：7,000円 単独：5,000円
5年に4回の効率化検査(乙2)	5,000円

*検査手数料については、広島県の承認を受け、県報に告示されています。

(浄化槽法定検査に伴う電気料金等の費用負担)
 第7条 浄化槽法定検査に伴う電気及び水道料金については、契約金額に含まず甲の負担とする。
(契約金額の支払い)
 第8条 甲は、原則として、契約金額を振込み又は郵便振替等により、乙1又は乙2に支払うものとする。
(契約期間)
 第9条 本契約は、2020年04月01日より2021年03月31日までとする。
 2 前項の契約期間の満了日の30日前までに、甲又は乙1若しくは乙2からの解約の意思表示がない場合、本契約は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(管理変更の報告)
 第10条 浄化槽管理者が変更となる場合は、速やかに甲は、乙1及び乙2にその旨を報告するものとする。

(相続による承継)
 第11条 相続による浄化槽管理者変更の場合は、浄化槽のある土地、家屋を現に所有(使用)している甲の相続人が、本契約を承継するものとする。

(浄化槽を廃止した場合)
 第12条 下水道への接続などにより、浄化槽の使用を廃止した場合は、甲は、速やかに乙1及び乙2に報告するものとする。

(損害の負担)
 第13条 乙1又は乙2は、当該業務の実施につき、甲に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(個人情報取り扱い)
 第14条 当該業務により取扱う個人情報については、乙1又は乙2は、浄化槽法定検査に利用し、その目的以外に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合も同様である。

2 甲は、甲の管理する浄化槽の保守点検又は清掃の委託を受けた者が保管する記録を乙1又は乙2が、浄化槽法定検査に用いることを承諾する。

(疑義の解決)
 第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じたときは、甲及び乙1並びに乙2が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲と乙1、乙2が記名・押印して、各自その1通を所持する。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲と乙1、乙2が記名・押印して、各自その1通を所持する。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲と乙1、乙2が記名・押印して、各自その1通を所持する。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲と乙1、乙2が記名・押印して、各自その1通を所持する。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲と乙1、乙2が記名・押印して、各自その1通を所持する。

契約日 年 月 日

〒..... 住所

甲 住 所

ふりがな

氏 名

連絡先電話番号

乙 1

〒731-3167
 広島市安佐南区大塚西4丁目2番28号
 公益社団法人広島県環境保全センター
 理事長 大森 雄 嗣
 TEL: 082-849-6411



乙 2

〒730-0025
 広島市中区東平塚町3番28号
 公益社団法人広島県浄化槽協会
 会長 黒瀬 栄 治
 TEL: 082-546-2168

